第15 換気設備等

| 第 15 | 換気設備等 |
|------|-----------------------------------|
| 1 | 換気設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15-2 |
| 2 | 可燃性蒸気排出設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15-2 |

第15 換気設備等

1 換気設備

危政令第9条第1項第10号(第19条で準用する場合を含む)、第10条第1項第12号(同条第2項及び第3項並びに第14条第1項第1号ニにおいてその例による場合を含む)、第11条第1項第10号の2リ(第12条第1項第9号の2及び第13条第1項第9号の2においてその例による場合を含む)、第17条第1項第20号ロの規定により設ける換気設備には、自然換気設備(給気口と排気口により構成されるもの)、強制換気設備(給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等)又は自動強制換気設備(給気口と自動強制排風機により構成されるもの等)があり、次表(「換気設備及び排出設備の設置方法」)によるほか、次によること。

- (1) 換気は、室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないためのものである。 (第15-1 図から第15-5 図参照)
- (2) 壁体、床面又は天井を耐火構造としなければならない部分に換気口を設ける場合、又は換気 ダクトを貫通させる場合には、当該部分に温度ヒューズ付の防火ダンパーを設けること(以下「可燃性蒸気排出設備」において同じ)。(第15-6 図参照)【(平元.7.4 消防危第64号】

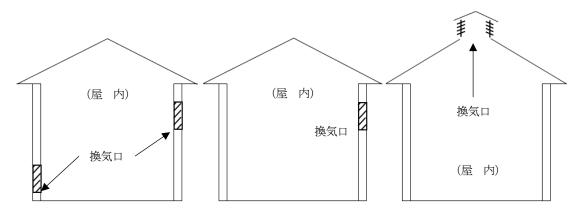
2 可燃性蒸気排出設備

可燃性蒸気排出設備には、強制排出設備(回転式ベンチレーター、排出ダクト、フード等により構成されるもの)又は自動強制排出設備(自動強制排風機、排出ダクト、フード等により構成されるもの)があり、第15-1表によるほか、次により指導する。◆

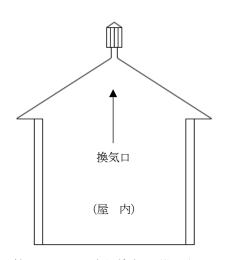
- (1) 強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合には、換気設備を併設する必要はないものである。
- (2) 自動強制排出設備には、次により設けること。(第15-7図から第15-9図参照)
 - ア 危険物を大気にさらす状態で取り扱う場合は、設備ごとに当該設備から放出される可燃 性蒸気又は可燃性微粉が有効に排出できるものとすること。(第15-7図参照)
 - イ ポンプ室及び配合室に設ける自動強制排出設備は、可燃性蒸気又は可燃性微粉を有効に排 出できるものとすること。
 - ウ 危政令第17条第1項第20号ハに規定するポンプ室等に設ける自動強制排出設備は、ポンプ 設備に通電中、これに連動して作動する自動強制排出設備とするとともに、その先端は、建 物の開口部、敷地境界線及び電気機械器具から1.5m以上離れた敷地内とすること。
 - エ 自動強制排出設備及び強制排出設備の排出ダクトは専用とし、その材質は不燃材料とすること。

第15-1表 換気設備及び排出設備の設置方法

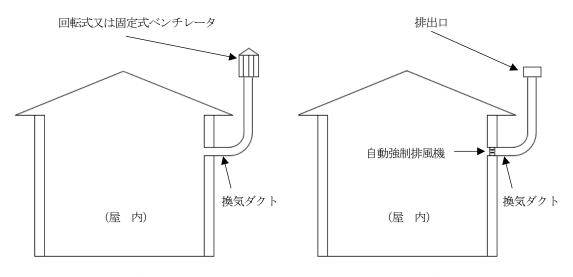
| | 松戸 北山 | | 1手 本元 | 格屋ロコユ |
|---|---------|--|-----------------------------------|---------------------------|
| 施設 | 換気・排出 | 根拠条文(危政令)等 | 種類(ま中のいずれな) | 換気口又は |
| | の別 換気設備 | 危政令第9条第1項第10 号、危政令第9条第2項 | (表中のいずれか) 自然 強制 自動強制換気設備 | 排出口の位置 換気が十分にで きる位置 |
| 製造所一般取扱所 | 排出設備 | 危政令第9条第1項第11 号(引火点40度未満の危険 物又は、引火点以上の温 度状態にある危険物を大 気にさらす状態で貯蔵し、 又は取り扱う場合) | 自動強制排出設備 | 軒高以上又は地 上高4m以上 |
| 屋内貯蔵所 | 換気設備 | 危政令第10条第1項第12 号、危政令第10条第2項、 第3項、第4項、第5項、 第6項 | 自然 強制 自動強制換気設備 | 換気が十分にで きる位置 |
| (屋内タンク貯蔵 所、簡易タンク貯 蔵所の専用室で、 準用する場合を含む。) | 排出設備 | 危政令第10条第1項第12 号、危政令第10条第2項、 第3項、第4項(引火点70 度未満の危険物を貯蔵し、 又は取り扱う場合) | 強制排出自動強制排出設備 | 地上高4m以上 (平家建は屋根 上) |
| | | 危政令第10条第3項(引火 点40度未満の危険物を貯 蔵し、又は取り扱う場合) | 自動強制排出設備 | 地上高4m以上 (平家建は屋根 上) |
| 屋外タンク貯蔵所 のポンプ室 (屋内タンク貯蔵 | 換気設備 | 危政令第11条第1項第10 号の2リ | 自然 強制 自動強制換気設備 | 換気が十分にで きる位置 |
| 所、地下タンク貯 蔵所のポンプ室 で、準用する場合 を含む。) | 排出設備 | 危政令第11条第1項第10 号の2ヌ(引火点40度未 満の危険物を貯蔵し、又 は取り扱う場合) | 自動強制排出設備 | 地上高4m以上 (平家建は屋根 上) |
| | 換気設備 | 危政令第17条第1項第20 号口、危政令第17条第2 項 | 自然 強制 自動強制換気設備 | 換気が十分にで きる位置 |
| 給油取扱所のポン プ室等 | 排出設備 | 危政令第17条第1項第20 号ハ、危政令第17条第2 項(引火点40度未満の危 険物を貯蔵し、又は取り 扱う場合) | 自動強制排出設備 | 前 2 (2) ウによる |
| 販売取扱所 (配合室) | 排出設備 | 危政令第18条第1項第9 号へ、危政令第18条第2 項(引火点40度未満の危険 物を貯蔵し、又は取り扱 う場合) | 自動強制排出設備 | 地上高4m以上 (平家建は屋根 上) |



第15-1図 自然換気設備の例

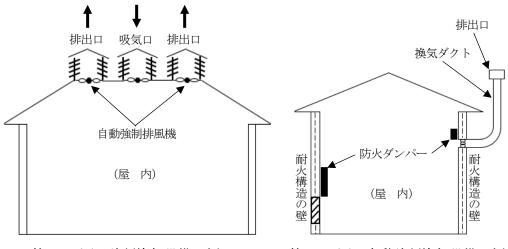


第15-2図 強制換気設備の例



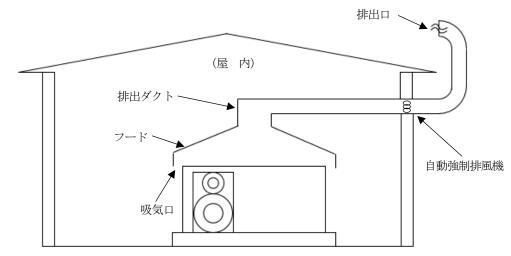
第15-3図 強制換気設備の例

第15-4図 自動強制換気設備の例

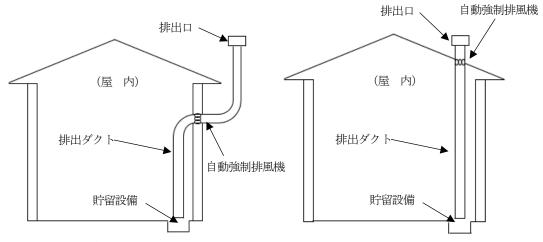


第15-5図 強制換気設備の例

第15-6図 自動強制換気設備の例



第15-7図 自動強制排出設備の例



第15-8図 自動強制排出設備の例

第15-9図 自動強制排出設備の例

(3) ためますを設置した場合は、強制排出設備の排出ダクトの下端をためますの上部で、かつ、 床面からおおむね0.1m 以上の間隔を保つように設けること。 (第15-10 図及び第15-11 図参 照)

